

## 精神障害者旅客運賃割引規程

精神障害者に対する旅客運賃の割引は次による。

(適用範囲)

第1条 この規程は、精神障害者が、単独または介護者とともに当社線および連絡運輸となる他社線を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健福祉法（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、次に該当するものをいう。

- (1) 第1種（1級） 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者。
- (2) 第2種（2級） 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者。
- (3) 第2種（3級） 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者。

(介護者)

第3条 精神障害者が、第1種（1級）精神障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種（2級・3級）の精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者を付けることができる。ただし、この場合、精神障害者が車椅子を使用しているときは、介護者は2人まで認める。

2. 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種（1級）精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種（2級・3級）の精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
  - (2) 定期乗車券 第1種（1級）精神障害者および12才未満の第2種（2級・3級）の精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
  - (3) 普通回数乗車券 第1種（1級）精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
2. 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(割引乗車券の発売条件)

第5条 精神障害者および介護者に対して割引の取扱いをする乗車券は、乗車券の有効期間の開始日が精神障害者保健福祉手帳の有効期限内である場合に限って発売する。

(割引乗車券の効力)

第6条 精神障害者および介護者に対して割引の取扱いをして発売した乗車券は、精神障害者保健福祉手帳の有効期限内に限り使用することができる。

(取扱区間)

第7条 精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線各駅および連絡運輸となる他社線の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線・他社線の片道100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

第8条 精神障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第9条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の申し込みをしなければならない。

(小児用乗車券による代用)

第10条 前条の規定にかかわらず、精神障害者が普通乗車券自動発売機により小児用乗車券を購入した場合で、精神障害者割引が適用できるときは、その使用を認めるものとする。

2. 前項の場合、精神障害者は、乗車時に有人改札口で精神障害者保健福祉手帳を呈示しなければならない。  
(介護者の同行)

第 11 条 第 3 条第 2 項の規定により購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払戻し)

第 12 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払戻しは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限り取り扱う。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第 13 条 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は精神障害者保健福祉手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(乗車券の発行等)

第 14 条 精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券類印刷発行機または補充式乗車券により発行する。この場合、乗車券の券面(各券片とも)に次の各号に定める表示をする。

(1) 精神障害者が単独で乗車する場合

⑨ 直径 1 センチメートル

(2) 精神障害者が介護者とともに乗車する場合

精神障害者に対する乗車券

⑩ 直径 1 センチメートル

介護者に対する乗車券

⑪ 直径 1 センチメートル

(注 1) 精神障害者保健福祉手帳の呈示があった場合は、必ず同手帳の「第 1 種(1 級)」または「第 2 種(第 2・3 級)」の表示及び有効期限を確認する。

(注 2) 精神障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

2. 乗車券類印刷発行機で発行した場合は、第 1 項の規定に拘らず ⑫ と表示する場合がある。

(その他の取扱い)

第 15 条 前各条に規定する以外の取扱いは旅客営業に関する一般の規定による。

2025 年 4 月現在